

災害時協力協定

独立行政法人 国立高等専門学校機構 鳥羽商船高等専門学校（以下「甲」という。）と鳥羽市（以下「乙」という。）は、鳥羽市内に発生した大規模自然災害時等において、乙は甲の協力を求め、防災対策を円滑に行うため協定を締結する。

1. 甲は、次の事項について協力する。
 - (1) 災害発生時における被災者を救援するため、鳥羽丸等所管する船舶を運航すること。
 - (2) 災害発生時における被災者を救援するための要員確保等体制を整備すること。
 - (3) 避難住民受け入れに伴う支援を行うこと。
 - (4) 救助要員の活動拠点や物資等の集積又は集配場所として支援すること。
 - (5) その他必要に応じ、支援すること。
2. この協定は、甲と乙が押印した日に発効する。

ただし、甲と乙は本協定事項について疑義が生じた場合、協議しなければならない。

本協定は2通作成し、両者1通ずつ保管する。

平成18年 9月 1日

甲 鳥羽市池上町1番1号
独立行政法人 国立高等専門学校機構
鳥羽商船高等専門学校長

山田 猛 敏



乙 鳥羽市鳥羽三丁目1番1号
鳥羽市長

本田 久 主 一

